

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給

福祉総務課 0775-5118
 0775-9846
 子ども支援課 0775-5120
 0774-5342

4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯への影響を緩和するため「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

臨時福祉給付金

■支給対象者

平成26年1月1日時点で、上尾市の住民基本台帳に登録されており、平成26年度の市民税が課税されていない人

このような人は対象になりません

- ・市民税が課税されている人の扶養親族など(扶養控除対象者、16歳未満の年少者、青色事業専従者、事業専従者)
- ・生活保護制度の被保護者など

■支給額

- ・1人につき1万円(1回限り)
- ・次の①・②に該当する人は、1人につき5千円を加算

①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者(平成26年3月分の受給権があり、4月分また

は5月分の年金の支払いがある人)

- ②児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当などの受給者(平成26年1月分の手当を受給している人)

■申請方法

①支給対象になる可能性のある人がいる世帯に、申請書請求はがきを同封した封書を7月中に送付

- ②世帯主や家族が、市民税が課税されていない人の扶養親族などになっていないことを確認の上、申請書請求はがきに必要事項を記入して返送
- ③市から申請書が届いたら必要事項を記入の上、本人確認書類(対象者全員分)、口座振込のための預(貯)金通帳の写しを添付して返送

子育て世帯臨時特例給付金

■支給対象者

平成26年1月1日時点で、上尾市の住民基本台帳に登録されており、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、前年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人

■対象児童

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童

※臨時福祉給付金の対象者および生活保護制度の被保護者などは対象外

です。

■支給額

対象児童1人につき1万円(1回限り)

■申請方法

支給対象になる可能性がある人に、返信用封筒を同封した申請書などを7月中に送付しますので、必要事項を記入して返送

※公務員の人には、勤務先から申請書と児童手当特例給付(受給状況証明書)が交付されますので、必要事項を記入して期間内に申請してください。

両給付金共通

■申請受付

8月から受付開始予定

※詳しくは「広報あげお」7月号などでお知らせします。

■給付金受取方法

申請書に記載された指定口座に入金

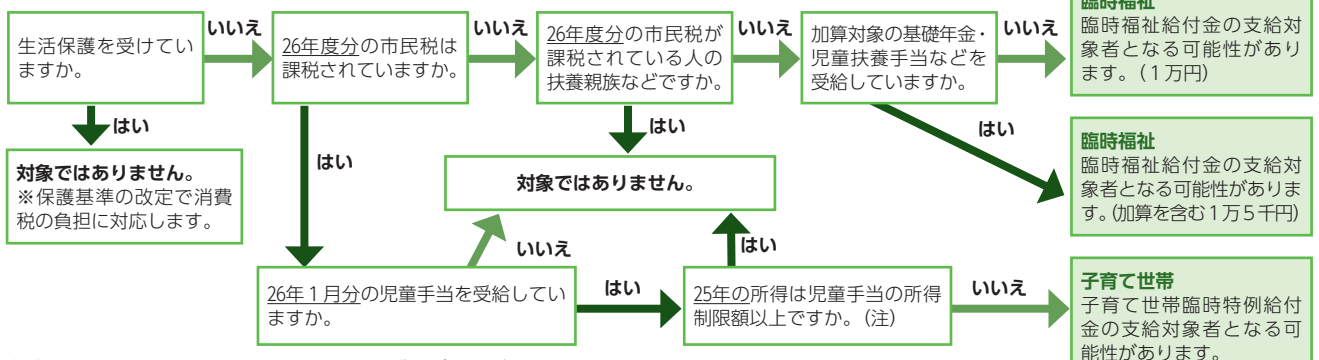
■制度に関する問い合わせ

2つの給付金専用ダイヤル0570-037-192(土日祝日を除く9~18時)

①給付金詐欺に注意

市職員や厚生労働省職員などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作や手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。給付を装った「振り込み詐欺」や「個人情報詐取」に注意してください。

【対象者診断チャート】 ※基準日は平成26年1月1日です。当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。



(注) 児童手当の所得制限額は市ホームページをご覧ください。

第5次上尾市
総合計画
後期基本計画

“ほっと”なまち
あげお

市民会議委員を 募集します

行政経営課 ☎775-3963・☎776-8873

市では、平成23年3月に第5次上尾市総合計画を策定し、基本構想では「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて計画的にまちづくりを進めています。

この前期基本計画が平成27年度で終了することから、その達成状況などを検証するとともに、平成28年度からの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定します。

■策定の体制

さまざまな組織による会議などを経て策定を進める他、市民の皆さんの意見を反映できるような体制を組織していきます。

・総合計画審議会 各分野で優れた識見を有する人で構成し、市長の諮問に応じて調査・審議し総合計画について答申します。

・策定委員会と策定プロジェクトチーム 市の職員で構成し、総合計画の策定に必要な資料収集・調査

検討を行い、基本計画の素案を作成します。

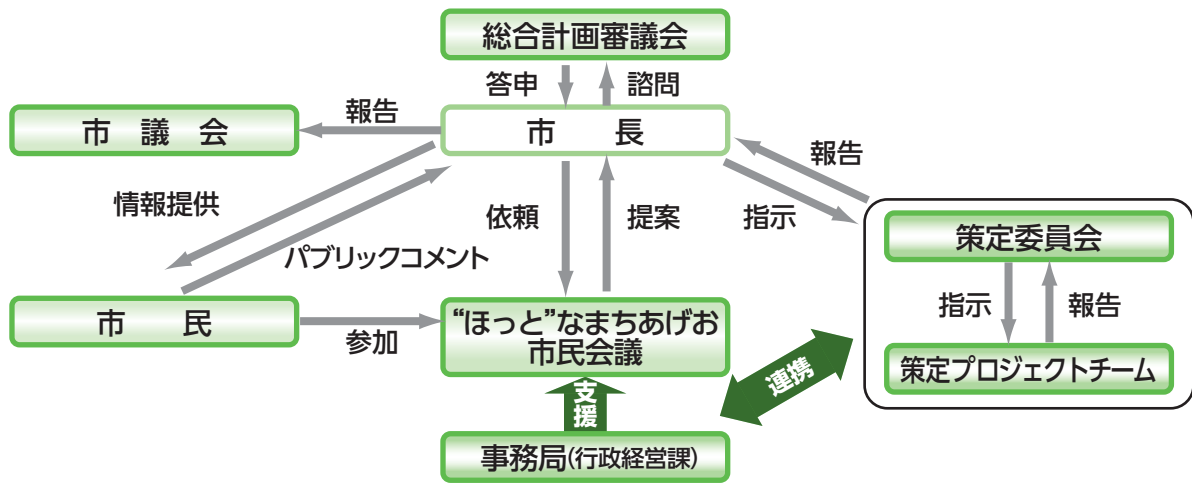
・市民会議 策定委員会と策定プロジェクトチームが作成した素案などを基に、市民や各団体の立場から意見や提案をします。

■“ほっと”なまちあげお市民会議委員を募集

後期基本計画の策定に当たり、市民会議委員を募集します。結果は7月上旬までに応募者全員にお知らせします。

【任期】8月(予定)～平成28年3月 定10人 市内に在住・在勤・在学の18歳以上の人 申 所定の用紙(市役所1階総合案内、各支所・出張所、公民館にある。市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、小論文(題目「“ほっと”なまちを目指して私たちができること」(800字以内))を添えて、6月19日(休)まで(必着)に郵送またはファクス、メールで行政経営課(〒362-8501本町3-1-1、☎s50700@city.ageo.lg.jp)へ

【策定の体制イメージ図】



上尾市総合公共交通基本計画
を策定

交通防犯課 ☎775-5138
☎775-9927

子どもから高齢者まで誰もが快適に移動できる公共交通ネットワークを構築するため「上尾市総合公共交通基本計画」を策定しました。

「だれもが笑顔で行き交うまち ぐるっとシティ あげお」を基本理念に、市内循環バスぐるっとくんを含めた公共交通をより利用しやすくするための再編を行っていきます。【基本施策】市内循環バスの再編、民間バス路線の拡充、駅の交通結節機能の強化、タクシートの利用促進、公共交通の利便性の向上、自転車施策との連携

「ごみ収集カレンダー」を配布

西貝塚環境センター ☎781-9141
☎781-9166

『上尾市ごみ収集カレンダー』(7月1日～平成27年6月30日分)を住んでいる地域(4地域)の収集日程に合わせて作成し、地域ごとに6月中に配布します。ルールを守って、カレンダーの日程に従いごみを出してください。

「弁財の浅間塚」
「中分の大山灯籠行事」を
市登録文化財に登録

生涯学習課 0775-9496
0776-2250

市内に存在する文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要と認めるものを、市登録文化財に登録しています。

3月20日、「弁財の浅間塚」を市登録有形民俗文化財に、「中分の大山灯籠行事」を市登録無形民俗文化財に登録しました。

●弁財の浅間塚

弁財一丁目にある富士山信仰に由来する塚です。頂上にある石碑により、明治20年代の築造と考えられています。また現在も7月1日に、初山行事が行われています。



弁財の浅間塚

●中分の大山灯籠行事

中分中組地区で行われている、大山灯籠や石尊灯籠などといわれる灯籠を立てる行事です。この行事は神

奈川県伊勢原市の大山阿夫利神社を信仰する大山講に由来しています。7月下旬〜8月中旬に、大山の山開きに合わせ灯籠が立てられます。



中分の大山灯籠

介護保険の認定調査員を募集

高齢介護課 0775-5126
0776-8872

【任期】7月1日(火)から【勤務形態】非常勤(週3・4日) ④要介護認定審査のための訪問調査 ④介護支援専門員・保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士などの資格がある人 ④若干名 ④調査員登録申請書(高齢介護課にある)に必要事項を記入して、6月19日(木)までに直接、高齢介護課へ

国民健康保険税の所得申告

保険年金課 0775-5136
0775-9827

国民健康保険(国保)税は、国保加入者の前年中(平成25年1月1日)

12月31日)の所得金額などを基に算定します。所得税や市・県民税を期日までに申告した人は、その申告内容で算定しますが、申告が済んでいない人は、税務署が市民税課で申告してください。

国保税には、一定所得以下の世帯にかかる税額を軽減する制度があり、軽減の判定には世帯主と加入者全員の前年所得の申告が必要です。

税法上申告の必要がない人(確定申告や市・県民税の申告書などで扶養者になっている配偶者と16歳以上の人も、国保税の所得申告が必要です。対象者には申告書を6月中旬に郵送しますので、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ提出してください。

※申告をする時期によっては国保税の税額が年度途中で変更になることがありますので、早めに申告してください。

上尾市自転車のまちづくり
基本計画を策定

都市計画課 0775-7629
0775-9906

産・学・官・民協働で「自転車のまち『あげお』」を目指し、住んで良かった・住んでみたいと感じられる魅力あるまちづくりに取り組むため

「上尾市自転車のまちづくり基本計画」を策定しました。

この計画は、2023年度までの10年間を計画期間として「自転車のまち『あげお』」の基本となる三つの目標・ビジョンと将来像を示す「基本方針」や課題解決のために「重点施策」などを定めたものです。今後、目標の実現に向けて各種施策を展開していきます。

タウンページ合冊版『あげお
くらしのガイド』を配布

広報広聴課 0775-4918
0776-8873

NTTタウンページと上尾市の行政情報を1冊にまとめて掲載した『タウンページ あげおくらしのガイド』を7月から市内の各家庭に順次配布します。

子ども・若者相談センター
相談業務を開始

子ども・若者 0783-4964
相談センター 0774-5342

臨床発達心理士が悩みを抱えた若者やその家族を対象に、6月から相談を受け付けます。 時毎週(火)祝日・年末年始を除く)午前10時〜12時、午後13時〜16時 市役所5階相談室 ④引きこもり、ニート

市長 キラリ通心

季節外れですが
市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。じわじわと気温が上がり、夏の足音がすぐそこまで聞こえてきましたが、いかがお過ごしでしょうか。

季節外れな話ですが、我がまち“あげお”の伝統文化や歴史などを知り、地域への愛着を深めていただくために作成していた「あげお郷土こどもかるた」が完成しました。読み札は、市内の小・中学生たちを中心に応募があった3,829点の力作の中から選ばれ、また絵札も学校を通じて子どもたちの自由な感性で生き生きとした絵を描いていただき、“上尾らしさ”にあふれ、温かみのあるかるたになっています。

かるたは「歌留多」とも書き、語源はポルトガル語だそうです。昔から身近な遊び道具として親しまれています。市内でも、毎年1月に「彩の国21世紀郷土かるた県大会」への出場を懸けたかるた大会

が、上尾市子ども会育成連合会によって開催され、多くの子どもたちが参加します。この大会では「彩の国21世紀郷土かるた」が使用されていますが、残念ながらこのかるたには上尾に関する札はなく、今回作成した「あげお郷土こどもかるた」が多くの人に浸透し、“上尾愛”を高める道具として、1年を通じて活用されることを願っています。

話は変わりますが、去る5月5日の「こどもの日」に合わせて発表された15歳未満の子どもの推計人口は、前年より16万人少ない1,633万人で33年連続の減少となりました。一方で、65歳以上の高齢者人口は3,100万人を超え、4人に1人が高齢者という急速に進む少子高齢社会が現実のものとなっています。日々のニュースを目にするたびに、少子化に歯止めをかけることはもちろん、世代構成が偏っていく中で、子どもから高齢者まで全ての世代が一つにつながる“世代差のない”まちづくりを目指していく必要性を感じています。

全国に1,718もある自治体の中で、上尾市がキラリと輝くためのアイデアをいつも考えています。季節外れですが、幅広い世代をつなげる結び糸として、老若男女が一緒に楽しめる“かるた”にもヒントがあるような気がしています。ぜひ、皆さんのご意見もお聞かせください。

上尾丸山公園写真展の作品募集



自然学習館 ☎780-1030・☎726-7901
上尾丸山公園管理事務所 ☎781-0163・☎781-0179

時 7月5日(土)～13日(日) 所 自然学習館展示ロビー
【募集作品】上尾丸山公園で撮影した写真(風景・動植物・人物など素材は問わない。プリントでA4サイズ以下、1人2点まで) 【注意事項】応募者本人が撮影した未発表作品であること、作品の返却を希望するときは3カ月以内に引き取りに来ること、肖像権は応募者が了解を得ること 申 6月1日(日)～27日(金)に直接、自然学習館か上尾丸山公園管理事務所へ



昨年の応募作品

児童手当現況届の提出を



などに関する相談 宛 おおむね15～30歳代の人とその家族(1人50分程度) 申 電話またはファクスで子ども・若者相談センターへ

子ども支援課

☎775-5120
☎774-5342

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は、6月1日現在の状況(児

童の養育状況、所得、加入している年金の種類)を確認し、引き続き児童手当を受けられるかどうかを確認するためのものです。該当者には6月上旬に現況届を郵送しますので、必要事項を記入して提出してください。現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりしますので注意してください。申 6月2日(月)～30日(月)に、現況届に健康保険証の写しなどの必要書類を添付し、同封の返信用封筒で子ども支援課へ ※子ども支援課または各支所・出張所の窓口でも提出できます。

介護保険負担限度額認定 などの申請を

高齢介護課 ☎775-6473
☎776-8872

介護保険負担限度額、特定負担限度額の認定の有効期限は、6月30日(月)です。引き続き認定を希望する人は、更新の申請をしてください。平成25年7月～平成26年5月に限度額認定を受けている人には、6月上旬に案内通知と申請書を郵送します。

新たに申請する人は申請書(高齢介護課にある)に必要事項を記入して、直接高齢介護課へ提出してください。

※申請日を含む月の1日から適用となります。6月30日までに申請すると、7月中に認定結果と認定証が郵送されます。

※平成26年度の課税状況などに基づいた審査を行うため、認定されない場合もあります。

●介護保険負担限度額

☑本来、全額自己負担する介護保険施設入所と短期入所の食費と居住費のうち、所得に応じた負担限度額までを自己負担とし、基準費用額との差額が介護保険から事業者へ給付される制度 ☑本人と世帯全員が住民税非課税の人 ※合計所得金額と課

税年金収入額の合計額により、負担限度額が異なります。転居などで世帯に異動がある人は、年度の途中でも認定される可能性がありますので申請してください。

●介護保険特定負担限度額

☑介護保険負担限度額と同じ ☑平成12年4月1日以前から、高齢者施策により特別養護老人ホームに入所している人で、住民税非課税世帯の人

「経済センサス(基礎調査)」 「商業統計調査」にご協力を

総務課 ☎775-4989
☎775-9819
埼玉県統計課 ☎830-2324

【調査時期】7月1日(火)調査票の配布は6月から) ☑経済センサス(基礎調査)／事業内容、従業者数、開設時期、組織など 商業統計調査／商品販売額、売場面積などの事業活動の実態 ☑経済センサス(基礎調査)／商店、工場、営業所、事務所、学校、旅館、学習塾、病院、寺院など、全ての事業所 ※事業活動を行っているが、個人(農・林・漁業を営んでいるなど一部を除く)も調査対象です。 商業統計調査／総合商社、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ガソリンスタンドなど、卸売

業、小売業に属する民営の事業所
【調査方法】調査員調査／一定規模以下の事業所・企業に対して、県が任命した調査員(必ず調査員証を携行)が伺い直接調査票を配布し、記入した調査票を後日回収する(インターネットでの回答も可) 本社等一括調査／国の契約する民間事業所が、組織の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配布し、記入済みの調査票を郵送またはインターネットで回収する 国・埼玉県または上尾市による調査／事業所に調査票を送付し、回収する 【調査結果の利用】総務省・経済産業省で調査結果を取りまとめ、刊行物、インターネットなどで公表し、地方消費税の配分、国内総生産(GDP)など国民経済計算推計、経済対策など、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として活用する



日本年金機構から年金受給者 者に年金振込通知書を郵送

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
大宮年金事務所 ☎652-3399
年金振込通知書は、金融機関など

の口座振込で年金の受け取りをしている年金受給者に、毎年6月に1年分の年金支払額などをまとめてお知らせするものです。年金支払額の金額に変更があったときなどは、当月と次回以降の年金支払額などを記載した通知書を郵送します。
年金から特別徴収されている保険料(税)額と個人住民税額は、左表の担当課に問い合わせてください。

保険料(税)	担当課	電話	ファクス
介護保険料	高齢介護課	775-5127	776-8872
国民健康保険税	保険年金課	775-5136	775-9827
後期高齢者医療保険料		775-5125	
個人住民税	市民税課	775-5131	775-9846

木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度

建築安全課 ☎775-8490
☎775-9906
昭和56年5月31日以前に着工した

春の叙勲・褒章 危険業務従事者叙勲

秘書政策課 ☎775-3849・☎775-9861

市内の受賞者を紹介します(敬称略)。

●平成26年春の叙勲

瑞宝小綬章

飯島 邦宏(税務行政事務功労)
松尾 四郎(法務行政事務功労)

瑞宝双光章

川田 哲也(地方自治功労)

瑞宝半光章

山崎 一人(印刷業務功労)

●平成26年春の褒章

緑綬褒章

安部 清子(社会奉仕活動功績)

黄綬褒章

島村 光正(業務精励)

藍綬褒章

川名 俊行(調停委員功績)

●第22回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章

金子 健二(警察功労)
木村 安男(消防功労)
久郷 正夫(消防功労)
前川 義徳(警察功労)
光谷 佑(警察功労)
矢代 宣彦(警察功労)

瑞宝半光章

大久保 美智男(消防功労)
横島 茂(警察功労)

木造戸建て住宅の耐震診断・耐震改修に対して、予算の範囲内で費用の一部を補助します。 ※いずれの補助金にも交付の条件があります。また診断や工事の契約を行う前に補助申請を行い、交付決定後に契約をすることが必要です。

●耐震診断補助制度
函次の①～④の全てに該当していること/①当該住宅に居住し、市税を完納している②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している③在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下④診断は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施

で。ただし上限3万円まで

●耐震改修補助制度
函次の①～⑥の全てに該当していること/①当該住宅に居住しているか居住を予定し、市税を完納している②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している③在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下④耐震診断の結果、地震に対して安全な構造ではないと判定された⑤現行の耐震基準に適合させるための耐震改修である⑥改修設計は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施し、改修工事は建設業の許可業者が行う

【補助の金額】耐震改修に要した費用の23割。ただし上限40万円まで

8月2日(土)
開催

あげお花火大会の協賛者を募集

上尾市観光協会 ☎775-5917・☎775-5024

各企業や団体、市民の皆さんなどから協賛をお願いしています。「誕生(出産)、入学(園)、卒業(園)、合格、成人、入社、結婚、新築、会社設立、定年」などを記念した花火の申し込みを受け付けます。協賛者(事業所)名は、花火大会宣伝リーフレットに掲載し新聞折り込みでお知らせする他、花火大会会場で紹介します。また花火大会会場の協賛者席へ招待します。申し込み・協賛金の振り込みは6月20日(金)までです。 ※詳しくは問い合わせください。

時 8月2日(土)19時～(雨天の場合は9日(土)) 所 平方地区の荒川河川敷(開平橋からリバーサイドフェニックスゴルフ場まで)

花火の種類と金額(1発当たり)

種類	金額	種類	金額
3号玉	5,000円	10号玉(2発)	100,000円
4号玉	10,000円	スターメイン	300,000円
5号玉	15,000円	大スターメイン	600,000円
7号玉	30,000円	特大スターメイン	1,000,000円
10号玉	60,000円		



平成25年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課 ☎775-14963
☎775-9819

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また個人の権利利益の保護と、公正で信頼される市政を推進するため個人情報保護制度を設けています。

■情報公開制度

市が保有している行政文書を請求または申出に基づいて公開する制度です。平成25年度の公開の請求・申出の受付件数は、66件でした(表1)。公開の請求または申出を受けた行政文書は、原則として全てを公開することになっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることができない情報などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

●**対象の行政文書** 市職員が職務上で作成し、または取得した文書(図画、写真、磁気テープ、磁気ディスクなども含む)などです。

●**請求または申出の方法** 情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、所定の用紙を用いて行います。市は請求または申出があった日

表1 行政文書の公開についての運用状況

実施機関	受付区分	受付件数	処理件数					計	平成26年3月31日現在未処理件数
			公開	部分公開	非公開	取下げ			
市長	請求	18	6	8	3	1	18	0	
	申出	36	8	27	1	0	36	0	
	合計	54	14	35	4	1	54	0	
教育委員会	請求	2	1	1	0	0	2	0	
	申出	6	2	3	0	1	6	0	
	合計	8	3	4	0	1	8	0	
農業委員会	請求	1	0	1	0	0	1	0	
	申出	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	1	0	1	0	0	1	0	
水道事業の管理者の権限を行う市長	請求	0	0	0	0	0	0	0	
	申出	1	0	1	0	0	1	0	
	合計	1	0	1	0	0	1	0	
消防長	請求	0	0	0	0	0	0	0	
	申出	2	1	0	1	0	2	0	
	合計	2	1	0	1	0	2	0	
合計	請求	21	7	10	3	1	21	0	
	申出	45	11	31	2	1	45	0	
	合計	66	18	41	5	2	66	0	

※「請求」とは市内に在住か在勤または在学の人などが、平成12年4月1日以後に市が作成または取得した行政文書の公開を求めることをいい、「申出」とは請求権のない人が行政文書の公開を求めること、または平成12年4月1日以前の行政文書の公開を求めることをいいます。
※他の実施機関は実績がありません。

表2 個人情報の開示などの運用状況

実施機関	受付件数	処理件数					計	平成26年3月31日現在未処理件数
		開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ		
市長	12	4	7	0	0	0	11	1

※他の実施機関は実績がありません。

表3 会議の公開の運用状況

区分	公開	原則公開であるが、審議事項によっては非公開	非公開
開催件数	118	3	194
傍聴人数	13	0	—

※非公開の会議の開催件数194件中192件は、上尾市介護認定審査会の会議の開催件数です。

から15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。

●不服申し立て

請求した人が非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、不服申し立てをすることが出来ます。弁護士などの専門家で構成された審査会に内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいて改めて決定します。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報の取扱いの

基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報を保護する措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。

平成25年度の個人情報の開示請求の受付件数は12件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした(表2)。

収集する個人情報は事務を行うに当たって必要な範囲内の個人情報です。思想、信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因

となる恐れのある個人情報は、原則として収集していません。

■会議公開制度

会議公開制度は、市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。

「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所に掲示します。傍聴希望の人は会議の当日、直接会場においでください。

平成25年度の運用状況は表3のとおりです。

平成25年度下半期

市の収支状況

毎年6月と12月の2回、家庭の家計簿に当たる財政事情(収支状況)を公表しています。これは皆さんが納めた貴重な税金や国・県からのお金がどのように使われているのかをお知らせし、市政への理解を深めていただくものです。

■会計別 収支状況

(単位:億円)

会計名	予算額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	591.3	547.3	92.6	537.4	90.9
国民健康保険	239.6	217.6	90.8	229.1	95.6
介護保険	120.3	117.2	97.4	106.5	88.5
公共下水道事業	45.3	30.0	66.2	36.9	81.5
後期高齢者医療	20.6	19.8	96.1	18.9	91.7
合計	1,017.1	931.9	91.6	928.8	91.3

■一般会計・特別会計

財政課 ☎775-4247・☎776-8873

■水道事業会計

上下水道部経営総務課 ☎775-5160・☎775-9041

今号では平成25年度下半期(平成25年10月1日～26年3月31日)の各会計の収支状況をお知らせします。

この収支状況は平成26年3月31日現在のものです。4月1日～5月31日の出納整理期間の収入・支出は含まれていません。その分を含めた平成25年度決算は『広報あけお』12月号でお知らせします。

■水道事業会計収支

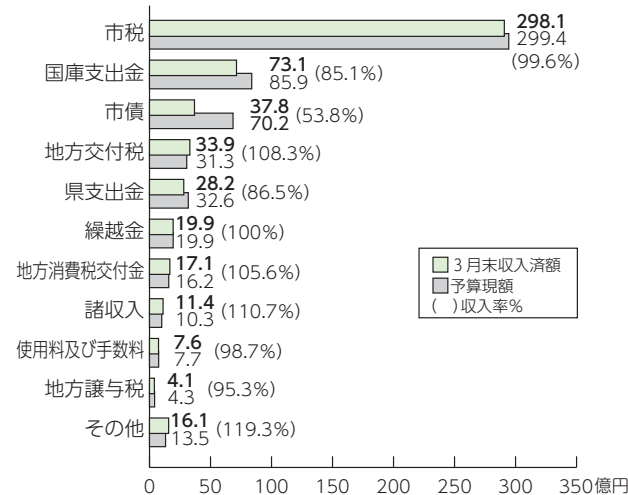
(単位:億円)

	予算額	収入・支出済額
収益的収入	43.0	43.9
収益的支出	40.0	37.3
資本的収入	1.6	1.9
資本的支出	15.7	11.7

給水戸数/9万2,049戸、給水人口/22万7,562人(普及率99.7%)
 ※収益的収支とは、水道水をつくり皆さんの家庭に供給するなど、営業面の収支です。
 資本的収支とは、配水管の布設など施設の建設・改良事業面の収支です。

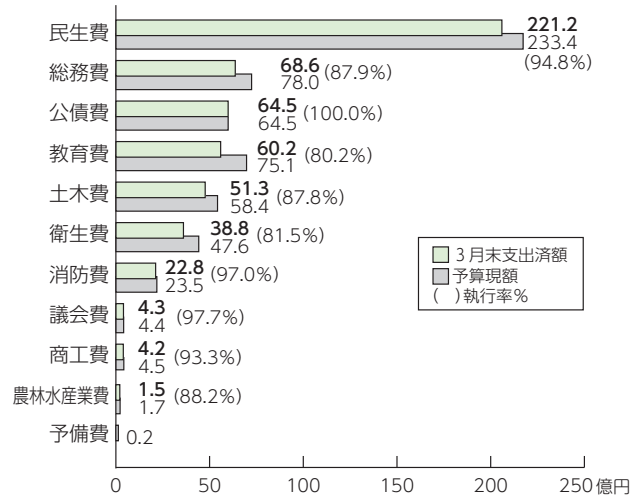
■一般会計の収支状況明細

●歳入



市税…市民の皆さんや法人が市に納める税金
国庫支出金…国と市が協同行う事務・事業に一定の割合で交付されるお金
市債…道路や学校などの整備を行うために銀行などから借入れるお金
地方交付税…一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金(国が地方に代わって徴収する地方税)
県支出金…県と市が協同行う事務・事業に一定の割合で交付されるお金
繰越金…前年度の会計から持ち越されたお金
地方消費税交付金…消費税のうち一定割合(5%のうち0.5%分)が人口などに応じて全国の市町村に交付されるお金
諸収入…市の預金利息や貸付金の元金収入など、他の収入には含まれないお金
使用料及び手数料…施設の使用料や住民票などを取得する時にかかる手数料
地方譲与税…国税として徴収される自動車重量税などのうち、市に譲与されるお金

●歳出



民生費…保育所の運営、高齢者や障害のある人へのサービス提供などの費用
総務費…選挙、戸籍、徴税、庁舎管理などの費用
公債費…借り入れたお金の返済などの費用
教育費…学校、図書館、公民館などの管理・運営、文化・スポーツ振興の費用
土木費…道路、河川、公園の整備・管理、都市整備などの費用
衛生費…ごみ・し尿の処理、環境対策、健康推進などの費用
消防費…消防施設の整備や救急活動、災害対策などの費用
議会費…議会運営などの費用
商工費…商工業の振興などの費用
農林水産業費…農林水産業の振興などの費用

ご利用ください 高齢者サービス

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872



高齢者が自立し、生きがいをもって生活が送れるように支援するとともに、その家族の介護負担を軽減するために各種の福祉サービスや敬老事業などを行っています。詳しくは高齢介護課に問い合わせてください。

利用できる施設

●老人福祉センターことぶき荘

☑健康増進とレクリエーション(無料入浴あり) ☑60歳以上の人 【開館日】(月)~(金)9:30~16:00(敬老の日を除く祝日と12月28日~1月4日は休館) ※詳しくは、直接ことぶき荘(☎776-2265)に問い合わせてください。

●老人だんらんの家

☑だんらんの場として地区集会所などを該当事務区が開放 ☑該当事務区内のおおむね60歳以上の人

手当・給付など

●日常生活用具の給付

☑火災警報機、自動消火器、電磁調理器の給付(事前に防災の配慮が必要かどうかの調査あり) ☑おおむね65歳以上の在宅の寝たきりまたは一人暮らしの人 ※給付対象者と世帯を構成する全員が住民税非課税が条件です。☑給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり

●住替家賃の助成

☑民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより他の民間賃貸住宅への転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成 ※立ち退き請求があった時点での相談が必要です。【助成金額】転居後の住宅の月額家賃から転居前に居住していた住宅の月額家賃を減じた額(月1万円を限度) ☑市内に引き続き1年以上居住する65歳以上で一人暮らしの人または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯(世帯の生計中心者の前年度分の市民税所得割が非課税の世帯)

●要介護高齢者等介護者慰労金

☑年3回(8・12・4月)、月額1万円を支給 ☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人、または継続してそれと相当の状態と認められる人(介護保険施設などの入所者を除く)と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者等手当の支給を受けている人を除きます。

●要介護高齢者等手当

☑年3回(8・12・4月)、月額1万円を支給 ☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人、または継続してそれと相当の状態と認められる人(介護保険施設などの入所者を除く)で、世帯の生計中心者が所得税非課税であること ※要介護高齢者等介護者慰労金の支給を受けている人を除きます。

●紙おむつ給付

☑市指定の薬局で、紙おむつと交換できる4,690円相当の紙おむつ券を月1枚給付 ☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人、または継続してそれと相当の状態と認められる人(介護保険施設などの入所者を除く)で、世帯の生計中心者が所得税非課税であること

●敬老祝金

【贈呈額】75歳/5千円、77歳/1万円、88歳/2万円、99歳/3万円、100歳以上/5万円 ※9月中旬に民生委員が届けます。☑8月31日現在、市内に引き続き1年以上居住する75・77・88・99歳、100歳以上の人

●敬老事業交付金

【交付額】8月31日現在、当該事務区などの区域内に住所がある75歳以上の人数に一人当たり2千円を乗じた額 ☑敬老の日の行事として敬老事業を実施する事務区など

その他のサービスなど

●いきいきクラブ

☑各クラブで生きがい健康づくり、福祉の向上、地域の見守り活動などを実施 ☑おおむね60歳以上の人

●あんしん証

☑顔写真入りの身分証を発行。外出時の緊急連絡カード、公共施設の料金割引時の本人確認などに利用可能 ☑60歳以上の人(申請は本人に限る)

●緊急通報システム

☑緊急通報機の貸与 【機器使用料】月額1,296円(所得税非課税世帯は無料) 【通話料】自己負担 ☑おおむね65歳以上で日常生活上、常時注意が必要な人

●福祉電話

☑福祉電話の貸与 【通話料】自己負担 ☑自宅に電話がなく携帯電話もないおおむね65歳以上で、所得税非課税世帯の人

●徘徊高齢者等探索サービス

☑高齢者が端末発信機を携帯することで、所在不明になった時、居場所が確認できる ☑おおむね65歳以上の在宅の徘徊高齢者か初老期認知症の人を介護している人 ☑月額237円(開始時負担2,160円)または596円 ※希望した業者により上記のいずれかの額になります。

平成26年度
事務区長を紹介します
 市民協働推進課 ☎775-4539・☎775-9819

区会・町内会・自治会の活動地域を事務区とし、地域の行政区域に位置付け、事務区長113人を委嘱しています(下表参照。敬称略、太字が各地区区長会長)。事務区長は、地域と行政を結ぶ連絡調整の役割を担っています。

上尾地区	
事務区名	氏名
緑丘	武藤昭夫
緑丘五丁目	山崎武則
上町	田澤信八
宮本町	小林仁
仲町一丁目	小田川晃
仲町二丁目	甘浦章
愛宕一丁目	田中功
愛宕二丁目	宮本利章
愛宕三丁目	松本豊
栄町	清水純治
日の出	鈴木勝
東町	高山國男
陣屋	太田崇雄
二ツ宮一区	菊池紀夫
二ツ宮二区	金子範義
向原	石曾根福吉
本町一・二丁目	戸枝伸之
本町三・四丁目	齋藤満
本町五・六丁目	池田優
春日	岡野雄二
柏座一丁目	朽木智
柏座二丁目	苗村利幸
柏座三丁目	井上章三
柏座四丁目	刀根正克
谷津一丁目	内田昭司
谷津二丁目	金子銀司
富士見	平田秀明
富士見団地	田中伸幸
原新町	上田敏夫
根貝戸団地	篠原紀元
上尾東団地	嶋崎洋明
ソフィア上尾	菅征裕

パーク上尾	岩井浩資
レック上尾	栗山功
フィリア上尾	宮内誠
エージタウン	木村澄代
平方地区	
事務区名	氏名
南	今川修一
下宿	武笠昭夫
上宿	濱野秀彦
新田	矢嶋健一
上野	坂上富男
平方領々家	新木英男
上野本郷	笹原武
西貝塚	栗原和夫
丸山団地	近藤愛
原市地区	
事務区名	氏名
第一区	芳賀康三
第二区	宮崎年三
第三区	石川進
第四区	黒須明
第五区	高津戸久男
第六区	岩瀬熊雄
第七区	本田耕作
第八区	黒須実
第九区	下里良男
第十区	山崎秀夫
柳通り北区	名取邦光
大石地区	
事務区名	氏名
小泉	河原塚秀明
下芝	矢部茂
中分	岸井英男
藤波	岡野光高

井戸木	関口治男
中妻	細野明
浅間台	西脇正典
弁財	田中崇
小敷谷東部	吉澤茂
小敷谷西部	原田嘉明
畔吉東部	高橋政信
畔吉前原	池田茂夫
畔吉新田	大井川健一
畔吉雲雀	井原正一
領家東部	藤波貢
領家西部	松本貴吉
三井	富川喜久
サニータウン	有我尚子
泉台	北村千代樹
上平地区	
事務区名	氏名
町谷	大久保林一
宮の下	齋藤保子
上郷	高橋正一
箕の木	溝川文守
上新梨子	前島洋一
久保	安川彰
西門前	木原鐵夫
南	須田修
南新梨子	須田保
下組	平野博士
北中地	石井守
新田	高橋茂
上組	市村英一
須ヶ谷	市ノ川賢一
上平塚	石井悦夫
中平塚	齋藤安司
下平塚	島村勇

平塚団地	柳橋節男
上尾第一団地	安原邦明
シラコバト団地	鶴殿不盡彦
錦町	小牧隆
大谷地区	
事務区名	氏名
地頭方	島田貞美
杏丁目	柳澤弘
今泉	田中繁夫
東今泉	及川和夫
向山	大崎義秋
大谷本郷	山田博
堤崎	吉沢潔
中新井	吉澤清
戸崎	秋山隆
西宮下一区	増山一豊
西宮下二区	北村恵
川	三塚隆雄
戸崎団地	三宮孝志
原市団地地区	
事務区名	氏名
原市団地	新保勉
尾山台団地地区	
事務区名	氏名
尾山台団地	尾上道雄
西上尾第一団地地区	
事務区名	氏名
西上尾第一団地	鈴木照子
西上尾第二団地地区	
事務区名	氏名
西上尾第二団地	小野博